

1 介護報酬に係る費用

2級地 10.88 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

算定項目	小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
イ	小規模多機能型居宅介護費					
■	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合					
	（一）要介護1	10,458	11,379	22,757	34,135	
	（二）要介護2	15,370	16,723	33,445	50,168	
	（三）要介護3	22,359	24,327	48,653	72,980	
	（四）要介護4	24,677	26,849	53,697	80,546	
	（五）要介護5	27,209	29,604	59,207	88,810	
□	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合					
	（一）要介護1	9,423	10,253	20,505	30,757	
	（二）要介護2	13,849	15,068	30,136	45,204	
	（三）要介護3	20,144	21,917	43,834	65,750	
	（四）要介護4	22,233	24,190	48,379	72,569	
	（五）要介護5	24,516	26,674	53,347	80,021	
■	ロ 短期利用居宅介護費					1日につき
	（一）要介護1	572	623	1,245	1,867	
	（二）要介護2	640	697	1,393	2,089	
	（三）要介護3	709	772	1,543	2,314	
	（四）要介護4	777	846	1,691	2,536	
	（五）要介護5	843	918	1,835	2,752	
	加算項目					
■	ハ 初期加算	30	33	66	98	1日につき(イを算定する場合のみ)
■	ニ 認知症加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
□	(1) 認知症加算(Ⅰ)	920	1,001	2,002	3,003	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	(2) 認知症加算(Ⅱ)	890	969	1,937	2,905	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	(3) 認知症加算(Ⅲ)	760	827	1,654	2,481	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	(4) 認知症加算(Ⅳ)	460	501	1,001	1,502	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	436	653	7日を限度として、1日につき(ロを算定する場合のみ)
■	ヘ 若年性認知症利用者受入加算	800	871	1,741	2,612	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	ト 看護職員配置加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
□	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	900	980	1,959	2,938	
□	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	700	762	1,524	2,285	
■	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	480	523	1,045	1,567	
□	チ 看取り連携体制加算	64	70	140	209	死亡日及び死亡日以前30日以下1日につき(イを算定する場合のみ)
■	リ 訪問体制強化加算	1,000	1,088	2,176	3,264	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	ヌ 総合マネジメント体制強化加算					
■	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	1,306	2,612	3,917	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	871	1,741	2,612	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	ル 生活機能向上連携加算					1月につき
□	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	109	218	327	
□	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	218	436	653	
□	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	22	44	66	1回につき(イを算定する場合のみ)
■	ワ 科学的介護推進体制加算	40	44	87	131	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	カ 生産性向上推進体制加算					1月につき
□	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	109	218	327	
■	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	22	33	
□	ヨ サービス提供体制強化加算					1月につき
□	(1) イを算定している場合					
□	（一）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	816	1,632	2,448	
□	（二）サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	697	1,393	2,089	
■	（三）サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	381	762	1,143	
□	(2) ロを算定している場合					1日につき
□	（一）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	28	55	82	
□	（二）サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	23	46	69	
■	（三）サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	13	26	39	
該当の場合に減算	注4 身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算				
□	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(介護報酬総単位数×1×17.1%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(介護報酬総単位数×1×18.6%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(介護報酬総単位数×1×16.8%)×2×10.88				
■	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(介護報酬総単位数×1×18.3%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数×1×15.6%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(介護報酬総単位数×1×12.8%)×2×10.88				

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※4(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用(予防・介護共通)

項 目		金額	説明
1	交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問や送迎をするための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を超えた所から、 片道 1Kmあたり 35円
2	食費	朝食 :500円 昼食 :700円 おやつ:100円 夕食 :700円	
3	宿泊費	1泊:3,000円	
4	おむつ代	実費	
5	教養娯楽費(レクリエーション等)	実費	
6	その他日常生活費	実費	